

# 「子どもの『いのち』を守る強化月間」のまとめ

平成 20 年 10 月

校長の「点検表」による各校種（今年度より小中・高・特支に分けて点検表を作成）に見られる特徴的な点検結果等をお知らせします。他校の具体的な事例等を自校の実態に応じて積極的に活用し、安全体制と安全管理体制のより一層の構築に反映願います。

なお、村山教育事務所管内の学校は、地域の実情にあわせて県教育委員会作成の点検項目の一部及び学校の実態に即した項目の点検表で実施しています。

## I 「児童・生徒」の「いのち」を守る観点

### 1 危機管理体制の確立—初動体制や連絡体制は十分か（危機管理体制）

緊急連絡網の作成や定期的な避難訓練、校舎の安全点検は十分に行われている反面、事件・事故等を想定した危機管理に関する研修会や訓練が不足している。

#### <対応など>

各校が定めている緊急対応マニュアル（災害時や不審者侵入時など）が、実際の危機において十分機能しないこともある。想定以上の危機の発生にマニュアルの対応では不十分であったり、教職員の役割分担が実際にはマニュアル通りにならなかった、あるいは必要な対応の手順や内容の記述が不十分であるなどのケースが考えられる。最悪の場合を想定した実効性の高いマニュアルの作成と定期的な点検、マニュアルに従った実際の訓練を行う必要がある。

### 2 子どもたちの意欲・活力・体力が劣っていないか（児童・生徒理解）

子どもたちに対するカウンセリング体制はできている。小中・特支では（高校は項目なし）、「子どもたちに積極的に声をかけ、耳を傾け、変化を見逃さないようにしている」ことや「健康観察が適切に行われ、欠席者等の把握も学校全体で行われている」が、地域の大人による教育力の活用や地域の協力者との連携に課題がある。

#### <対応など>

教職員は精度の優れた高いアンテナを常に掲げ、児童生徒と積極的に触れあう中で、様々な変化を読み取り、指導に生かし、子どもの「よさ」を生かしあえる集団づくりが大切である。また、地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員等に日頃からの児童生徒の学校での様子を見てもらうこと、連絡を取り合うことにより、状況を的確に把握し、問題行動等の早期発見に努めることが肝要である。

### 3 事故・事件時の対応や事故・事件の防止対策は十分か（事故の未然防止策）

教室や体育館・運動場の施設や設備・器具等の安全点検は定期的に行われている。校種によって学校保健委員会における関係者との情報交換や共通理解の深化に大きな差がみられる。交通事故・薬物乱用などの今日的な問題を通じた生徒の倫理観や行動選択能力の育成について、「十分」という回答は少ない。

#### <対応など>

食物アレルギー、麻しん・鳥インフルエンザなどの感染症、感染性胃腸炎などの発生時には迅速な対応が求められる。そのためには校内外の体制を整備しておく必要があり、学校保健委員会における情報交換は、学校保健・学校安全について共通理解を深めるものとなる。また、現在進行中の第5次山形県教育振興計画の大きな柱に「いのちの教育」がある。

#### 「いのちの教育」の三つの柱

- ① 自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる
- ② いのちのつながりと多様性に気づかせる
- ③ いのちの尊さと人間としての生き方をしっかりと教える

「社会における役割の自覚・生きがい・感謝」などの思いを感じられるようにすることで、社会の負の側面についても目を向け、危機を事前に回避したり、出会ったときに適切に対応したりする力が育つものです。

### 4 不審者による事故の防止－不審者への対応は十分か（不審者対策）

#### 【強化旬間の取組】

不審者の校内への侵入防止対策や安全対策、巡回指導、関係機関との連携・連絡体制など不審者対策は十分に行われているが、危険な場所の情報共有や危機遭遇時の回避などの情報判断力や危機回避能力を育てる項目については、課題がある。

#### <対応など>

最近、ナイフによる刺殺事件が頻発している。不審者が学校に侵入し、児童生徒の眼前で教員にケガを負わせる事件も起こっている。危険因子をすべて取り除くことは不可能であることから、児童生徒が被害に遭わないようにするためには、教職員の安全対応能力の向上を図ることに加え、児童生徒の危機回避能力を高めなければならない。安全確保の視点から見た場合、

①危険回避意識 ⇒ ②危険回避・危険予測行動 ⇒ ③遭遇した場合の適切な行動の段階進行の中で能力を身につけさせていく必要がある。具体的には、マニュアルの点検とそれに基づいた訓練、防犯教室・不審者対応避難訓練などである。一人ひとりの児童生徒に配慮したきめ細かな安全対策が望まれる。

## 5 学校の特徴的な取組や成果、課題や改善策

(別資料を参照してください)

### <対応など>

各校とも、自校生の実情や地域の実態に応じて取組を行った。ユニークな取組もあったが、これらの蓄積によってできる完成度の高い点検表、いわば「自校固有の安全点検表」による点検を節目節目で進めることが安全をより完全にしていくものである。

## 6 作成スローガン

(別資料を参照してください)

### <対応など>

この運動を盛り上げ、意識高揚のために昨年度からスローガン作成をお願いした。各校で積極的に取組み、その有効活用も図られた。今後、継続して生徒会、PTA、家庭などのあらゆる教育場面で各校の課題に応じたスローガンを作成することにより「いのち」を守る機運が学校全体に「安心感」と「信頼感」を育み、一人ひとりのかけがえのない「いのち」を尊重する校風づくりに発展することが期待できる。

## II 「教職員」の「健康」を守る観点

\*村山教育事務所管内の小中学校の点検表にはこの項目がありませんので、参考をご覧ください。

### 教職員によるサポート体制やフォローアップはできているか

管理職を中心に教職員のフォローアップ体制や明るい職場環境づくりの取組や教職員の悩みや苦労を理解と把握する努力がなされている。一方、努力とは裏腹に校内倫理委員会におけるサポート体制に課題があり、ゆとり創造運動の成果が薄いことや定時退校日、学校一斉退校日が実を伴わない結果になっている。

### <対応など>

安全教育を進める上で、児童生徒の「いのち」を直接守る教職員の意欲・活力・倫理観の高揚は『最大の力』になっている。管理職は日々の多忙化解消に心がけ、先生方が子どもたちと自信と誇りをもって接することができるよう慰労・激励・賞賛等の温かい態度で助言・支援を行い、活力に溢れる職場環境を構築していく必要がある。

## おわりに

平成 20 年 7 月 15 日付けスポ保第 486 号にて通知していますが、学校保健法等の一部を改正する法律が成立し、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。学校安全については、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項が定められています。改正の概要は以下の通りです。

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

少子化、核家族化の進行等による社会環境の急激な変化により、多様な価値観が存在し、子どもたちの行動様式にも変化が見られます。学校においては、いじめや不登校等の教育課題に加え、児童生徒理解の難しさや情報化の進展に伴う新たな問題等も発生しています。従来の指導が必ずしも有効でなかったり、これまで経験したことのない対応が必要であったり、個々に応じた様々な対応が求められる時代になってきています。

各学校においては、以下を参考としてこれまで通りの実効ある取組をお願いしたい。

- 1 今回の校長の点検(Check)結果を教職員全員で共通認識と共通理解をもち具体的な改善(Action)を実践できるよう校内体制を確立する。
- 2 点検結果が良好な学校でも、子どもたちの「いのちの危機」は起こる可能性があることを踏まえ、最近の「いのち」に関わる事件事故を「対岸の火事」とせず教訓的な防備を一層強化する。
- 3 管理職による年度当初 4 月の点検と 1 月の再点検を実施し、年度末反省会議を受けて、次年度に向けた安全計画と年間指導計画、指導体制づくりを構築する。
- 4 人事異動で、安全体制・安全意識に空白をつくらぬよう管理職間で確実に引き継ぐ。
- 5 安全指導計画の策定においては、関係機関との連携を深めながら学校の実態や子どもの状況に即した内容とし、定期的な見直しを図る。
- 6 様々な場面において、児童生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を維持していく。また、保護者や地域社会からの信用や信頼を守るために、情報の発信や開かれた学校作りを積極的に進める。
- 7 教職員のサポート体制を確立し、精神面や健康面でのフォローアップを行い、不祥事防止を含め、働きがいのある職場環境を構築する。